

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項、<u>第三百十二条及び第三百十四条</u>の規定に基づき、金融庁長官が定める企業会計の基準を次のように定める。</p> <p>（一般に公正妥当な企業会計の基準）</p> <p>第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、<u>令和六年三月三十一日まで</u>に企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。</p> <p>（国際会計基準）</p>	<p>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項、<u>第一条の二第一号二及び第九十三条</u>の規定に基づき、金融庁長官が定める企業会計の基準を次のように定め、<u>平成二十一年十二月十一日から適用する。</u></p> <p>（一般に公正妥当な企業会計の基準）</p> <p>第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、<u>令和五年十一月十七日まで</u>に企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。</p> <p>（国際会計基準）</p>

第二条 国際会計基準（規則第三百十二条に規定する国際会計基準をいう。次条において同じ。）は、英国ロンドン市カナリー・ワーフ ウェストフェリー・サーカス七に所在する国際財務報告基準財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であつて、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。

（指定国際会計基準）

第三条 指定国際会計基準（規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、令和五年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

（修正国際基準）

第四条 修正国際基準（規則第三百十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成三十年十二月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であつて、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

第二条 国際会計基準（規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。次条において同じ。）は、英国ロンドン市カナリー・ワーフ ウェストフェリー・サーカス七に所在する国際財務報告基準財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であつて、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。

（指定国際会計基準）

第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、令和五年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

（修正国際基準）

第四条 修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成三十年十二月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であつて、次に掲げるものとする。

「一・二 同上」

別表一（第一条関係）

号 数	表 題
[略]	
[項を削る。]	
[略]	
<u>企業会計基準第</u> <u>号</u>	中間財務諸表に関する会計基準

別表一（第一条関係）

号 数	表 題
[同左]	
<u>企業会計基準第 12</u> <u>号</u>	四半期財務諸表に関する会計基準
[同左]	
[項を加える。]	

備考 表中の「」の記載は注記である。